二　他の者（第二十七条の四第十三項第一号に規定する特別研究機関等、大学等、当該連結親法人及びその各連結子法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び第五号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を、当該他の者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）並びに当該連結親法人又はその連結子法人との間に支配関係（法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係をいう。第五号において同じ。）がある他の者を除く。以下この号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該連結親法人又はその連結子法人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

三　技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第三条第一項第一号に規定する試験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項に規定する事業計画（当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該連結親法人又はその連結子法人及び当該連結親法人又はその連結子法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

四　大学等に委託する試験研究で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

五　特定中小企業者等（第二十七条の四第十三項第七号に規定する中小事業者等（次号において「中小事業者等」という。）、法人税法別表第二に掲げる法人その他試験研究を行う機関として財務省令で定めるものをいい、同項第一号に規定する特別研究機関等、大学等、当該連結親法人及びその各連結子法人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の法人（連結親法人にあつては、当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人を含む。）、当該連結親法人又は当該連結子法人に係る連結親法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が連結親法人である場合には当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある他の連結子法人を、それぞれ含む。）並びに当該連結親法人又はその連結子法人との間に支配関係がある他の者を除く。以下この号及び次号において同じ。）のうち試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものに委託する試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該連結親法人又はその連結子法人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

六　特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）からその有する知的財産権（法第六十八条の九第八項第七号に規定する知的財産権をいう。以下この号において同じ。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究で、当該特定中小企業者等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該知的財産権の設定又は許諾の期間及び条件、当該連結親法人又はその連結子法人が当該特定中小企業者等に対して支払う当該知的財産権の使用料の明細（当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合には、その旨を含む。）その他財務省令で定めるものに限る。）に基づいて行われるもの

13　法第六十八条の九第八項第七号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の額とする。

一　第二十七条の四第十三項第一号、第五号及び第九号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額（次号及び第四号において「試験研究費の額」という。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

二　前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る試験研究費の額として当該連結親法人又はその連結子法人が負担するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

三　前項第三号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る第三項第一号ハに掲げる費用の額

四　前項第六号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費のうち前項第六号の特定中小企業者等に対して支払う同号に規定する知的財産権の使用料に係る試験研究費の額として財務省令で定めるところにより証明がされたもの

第三十九条の三十九第十五項中「第六十八条の九第六項第九号」を「第六十八条の九第八項第八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第六十八条の九第六項第九号」を「第六十八条の九第八項第八号」に、「又は第四項（第二号に係る部分に限る。次項、第十九項及び第二十一項において同じ。）」を「、第三項又は第七項」に、「この項、次項及び第十九項」を「第十八項まで」に、「同条第六項第九号」を「同号」に、「第十九項まで」を「第十八項まで」に、「第四十二条の四第六項第十号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「又は第四項」を「、第三項又は第七項」に、「第四十二条の四第六項第十号」を「第四十二条の四第八項第十号」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「又は第四項」を「、第三項又は第七項」に、「第十六項」を「第十五項」に、「第二十七条の四第二十項」を「第二十七条の四第十九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「又は第四項」を「、第三項又は第七項」に、「第十七項」を「第十六項」に、「第二十七条の四第二十二項」を「第二十七条の四第二十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第八項、第十項から第十三項まで及び第十六項から第二十項まで」を「第六項から第九項まで及び第十五項から第十九項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十二項」に改め、同項第一号中「受けた場合」の下に「（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加え、「同条第六項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、同号イ中「、当該」を「当該」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、「おける当該連結親法人又はその連結子法人の」の下に「特別試験研究費対象金額（）を加え、「特別試験研究費の額（同条第六項第六号」を「同条第八項第七号」に、「をいう。(1)及び次号イ(1)を除き、以下第三号までにおいて同じ。）に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額」を「に、当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第六項に規定する特別試験研究費の額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同号に規定する特別試験研究費の額の合計額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めイにおいて同じ。）」を、「控除した金額」の下に「に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定め